

最良執行方針 新旧対照表 (2020年4月1日)

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>2020年4月1日 改定 株式会社 SBI ネオモバイル証券</p> <p>(変更なし)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、お客様からいただいた注文に対し、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として、当社が金融商品取引所への発注を委託している母店証券会社（金融商品取引所の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所への注文の取次ぎについて当社との間で契約を締結している者をいいます。）を通じて執行します。 なお、以下に表す用語の定義はそれぞれ次のとおりです。</p> <p>・PTS【Proprietary Trading System】： 金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムであり、当社が利用するPTSは<u>ジャパンネクスト証券株式会社</u>が運営するジャパンネクストPTSです。なお、ジャパンネクストPTSは、第1市場（J-Market）と第2市場（X-Market）とに区分されます。</p> <p>(変更なし)</p> <p>・PTS第1市場(J-Market)、PTS第2市場(X-Market)： 双方共に、<u>ジャパンネクスト証券株式会社</u>が運営するジャパンネクスト PTS 内の市場であり、第1市場をJ-Market、第2市場をX-Marketといいます。X-MarketはSORシステムにより取次ぎ先が自動判定された場合にのみ取次ぎます。なお、それぞれの具体的な内容は、当社WEBサイト (https://www.sbineomobile.co.jp/) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその詳細をお伝えいたします。</p> <p>(変更なし)</p>	<p>2019年4月1日 制定 株式会社 SBI ネオモバイル証券</p> <p>(省略)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、お客様からいただいた注文に対し、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として、当社が金融商品取引所への発注を委託している母店証券会社（金融商品取引所の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所への注文の取次ぎについて当社との間で契約を締結している者をいいます。）を通じて執行します。 なお、以下に表す用語の定義はそれぞれ次のとおりです。</p> <p>・PTS【Proprietary Trading System】： 金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムであり、当社が利用するPTSは<u>SBI ジャパンネクスト証券株式会社</u>が運営するジャパンネクストPTSです。なお、ジャパンネクストPTSは、第1市場（J-Market）と第2市場（X-Market）とに区分されます。</p> <p>(省略)</p> <p>・PTS第1市場(J-Market)、PTS第2市場(X-Market)： 双方共に、<u>SBI ジャパンネクスト証券株式会社</u>が運営するジャパンネクスト PTS 内の市場であり、第1市場をJ-Market、第2市場をX-Marketといいます。X-MarketはSORシステムにより取次ぎ先が自動判定された場合にのみ取次ぎます。なお、それぞれの具体的な内容は、当社WEBサイト (https://www.sbineomobile.co.jp/) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその詳細をお伝えいたします。</p> <p>(以下、省略)</p>

私設取引システム取引約款 新旧対照表 (2020年4月1日)

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>第1条 (本約款の趣旨) この約款は、株式会社 SBI ネオモバイル証券 (以下「当社」という。) を通じて <u>ジャパンネクスト証券株式会社</u> (以下「<u>ジャパンネクスト社</u>」という。) の運営する私設取引システムにおける有価証券の売買取引 (以下「取引」という。) を行うにあたり、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです (以下「本約款」という。) 2 (変更なし)</p>	<p>第1条 (本約款の趣旨) この約款は、株式会社 SBI ネオモバイル証券 (以下「当社」という。) を通じて <u>SBI ジャパンネクスト証券株式会社</u> (以下「<u>ジャパンネクスト社</u>」という。) の運営する私設取引システムにおける有価証券の売買取引 (以下「取引」という。) を行うにあたり、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです (以下「本約款」という。) 2 (省略)</p>

私設取引システム取引説明書 新旧対照表 (2020年4月1日)

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>本説明書は、お客様が株式会社 SBI ネオモバイル証券 (以下「当社」という。) を通じて <u>ジャパンネクスト証券株式会社</u> (以下、「<u>ジャパンネクスト社</u>」という。) が運営する私設取引システムにおいて有価証券の売買取引を行うにあたり必要な事項を説明するものです。お客様は、本説明書 (私設取引システム取引説明書) 及び当社が別に定める「私設取引システム取引約款」の内容をお読みいただき、PTS の仕組みやリスク等を十分に理解の上、お取引くださいますようお願いいたします。</p> <p align="center">(変更なし)</p> <p align="center">(2020年4月1日)</p>	<p>本説明書は、お客様が株式会社 SBI ネオモバイル証券 (以下「当社」という。) を通じて <u>SBI ジャパンネクスト証券株式会社</u> (以下、「<u>ジャパンネクスト社</u>」という。) が運営する私設取引システムにおいて有価証券の売買取引を行うにあたり必要な事項を説明するものです。お客様は、本説明書 (私設取引システム取引説明書) 及び当社が別に定める「私設取引システム取引約款」の内容をお読みいただき、PTS の仕組みやリスク等を十分に理解の上、お取引くださいますようお願いいたします。</p> <p align="center">(以下、省略)</p> <p align="center">(2020年3月23日)</p>

以上